

報告第2号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市明科光708番地先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月30日

安曇野市長 中山 栄樹

1 和解の相手方

住所 長野県安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和7年11月14日、安曇野市明科光708番地先の狭路において、消防団員が消防車を運転中に一般車両とすれ違う際、民地側に車両を寄せすぎたため、民家の塀瓦に接触した物損事故。

3 和解の内容

本件事故の原因は、運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として223,300円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。